

約款変更内容一覧（あんしんペット保険）

商品名称	章	条	変更前	変更後
ペット医療 保険普通保 険約款	第7章	第26条（通知義務）	2 契約者または被保険者が、前項第2号の通知をしなかった場合、弊社から契約者に対して行う通知は、弊社に通知のあった最終の住所宛に送付した通知が通常到達するために要する期間を経過した時に、到達したものとみなします。	削除
	第8章	第27条（告知義務違反による解除）	2 弊社は前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、この保険契約を解除することができません。 一 この保険契約の締結の時に、弊社が前項の事実を知り、または過失によって知らなかった場合。 二 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、契約者または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げた場合。 三 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、契約者または被保険者に対し、前項の事実告知をしないこと、または事実と異なる告知をすることを勧めた場合。 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人の行為がなかったとしても契約者または被保険者が第一項の事実を告知しなかった場合、または事実と異なる告知をしたと認められる場合には、適用しません。	少額短期保険募集人を損害保険募集人へ変更
	第10章	第33条（契約更新時の保険料その他の契約内容の見直し）	弊社は収支を検証した結果、保険契約の更新時の契約について、弊社の定めるところにより、保険料その他の契約内容の見直しをします。この場合、満了日の2ヶ月前までに契約者に書面により通知します。	第33条（契約更新時の保険料その他の契約内容の見直し及び契約更新を引き受けられない場合） 「当該更新契約が全体の水準に対して危険度が高く、更新前契約と同じ条件で更新契約を引受けることが公平性その他の理由で妥当でない」と、当社が判断した場合には、当社は、次の各号のいずれかのお取り扱いをします。 一 更新後契約の保険契約内容の変更を行います。 二 保険契約の更新を引き受けません。 この場合、当社は満了日の2ヶ月前までに契約者に書面、電子メール、書面または電子メールと画面表示との組み合わせの方法により通知します。」へ変更
		第34条（契約更新を引き受けられない場合）	弊社は収支を検証した結果、更新契約の引受けが困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の更新を引き受けられないことがあります。この場合、満了日の2ヶ月前までに契約者に書面により通知します。	
	第11章	第37条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払い）	1 弊社は、保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この場合、契約者に書面により予め通知します。 2 想定外の事象発生により、弊社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。この場合、契約者に書面により予め通知します。	削除

商品名称	章	条	変更前	変更後
ペット手術 保険普通保 険約款	第7章	第26条（通知義務）	2 契約者または被保険者が、前項第2号の通知をしなかった場合、弊社から契約者に対して行う通知は、弊社に通知のあった最終の住所宛に送付した通知が通常到達するために要する期間を経過した時に、到達したものとみなします。	削除
	第8章	第27条（告知義務違反による解除）	2 弊社は前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、この保険契約を解除することができません。 一 この保険契約の締結の時に、弊社が前項の事実を知り、または過失によって知らなかった場合。 二 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、契約者または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げた場合。 三 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、契約者または被保険者に対し、前項の事実告知をしないこと、または事実と異なる告知をすることを勧めた場合。 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人の行為がなかったとしても契約者または被保険者が第一項の事実を告知しなかった場合、または事実と異なる告知をしたと認められる場合には、適用しません。	少額短期保険募集人を損害保険募集人へ変更
	第10章	第33条（契約更新時の保険料その他の契約内容の見直し）	弊社は収支を検証した結果、保険契約の更新時の契約について、弊社の定めるところにより、保険料その他の契約内容の見直しをすることがあります。この場合、満了日の2ヶ月前までに契約者に書面により通知します。	第33条（契約更新時の保険料その他の契約内容の見直し及び契約更新を引き受けない場合） 「当該更新契約が全体の水準に対して危険度が高く、更新前契約と同じ条件で更新契約を引受けることが公平性その他の理由で妥当でない」と、当社が判断した場合には、当社は、次の各号のいずれかのお取り扱いをします。 一 更新後契約の保険契約内容の変更を行います。 二 保険契約の更新を引き受けません。 この場合、当社は満了日の2ヶ月前までに契約者に書面、電子メール、書面または電子メールと画面表示との組み合わせの方法により通知します。」へ変更
		第34条（契約更新を引受けない場合）	弊社は収支を検証した結果、更新契約の引受けが困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の更新を引受けできないことがあります。この場合、満了日の2ヶ月前までに契約者に書面により通知します。	
	第11章	第37条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払い）	1 弊社は、保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この場合、契約者に書面により予め通知します。 2 想定外の事象発生により、弊社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。この場合、契約者に書面により予め通知します。	削除